

「登米市南方中央運動広場、登米市南方武道伝承館及び登米市南方総合運動場」 指定管理者募集要項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項、登米市体育施設条例（平成 18 年登米市条例第 54 号。以下「設置条例」という。）第 15 条第 1 項及び登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 10 号。以下「指定手続条例」という。）第 2 条の規定に基づき、登米市南方中央運動広場、登米市南方武道伝承館及び登米市南方総合運動場（以下「施設」という。）の設置目的をより効果的に達成するため指定管理者を募集します。

1 施設の概要

（1）名 称

登米市南方中央運動広場

登米市南方武道伝承館

登米市南方総合運動場

（2）所在地

登米市南方中央運動広場 : 登米市南方町新高石浦 130 番地

登米市南方武道伝承館 : 登米市南方町西山成前 16 番地 1

登米市南方総合運動場 : 登米市南方町堤田 38 番地

（3）施設の設置目的等

①設置目的

市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与することを目的とする。

②設置年月日

登米市南方中央運動広場 : 平成 18 年 4 月 1 日

登米市南方武道伝承館 : 平成 9 年 4 月 1 日

登米市南方総合運動場 : 昭和 53 年 4 月 1 日

（4）施設の規模、内容等

【登米市南方中央運動広場】

① 敷地面積 18,458 m²

② 施設構造、建物面積、内容等

・施設構造 : 鉄骨平屋建（管理棟）

・建物面積 : 延床面積 146 m²（管理棟）

・内 容 等 : 多目的広場、管理棟

③ 設備内容等 なし

【登米市南方武道伝承館】

① 敷地面積 6,767.40 m²

② 施設構造、建物面積、内容等

- ・施設構造 : 鉄骨平屋建
- ・建物面積 : 延床面積 1,699.09 m²
- ・内容等 : 柔道場、剣道場、観覧席

③ 設備内容等 暖房設備

【登米市南方総合運動場】

① 敷地面積 56,254 m²

② 施設構造、建物面積、内容等

- ・内容等 : 陸上運動場、野球場、テニスコート

③ 設備内容等 ナイター設備（野球場）

2 管理運営の基準

設置条例によるもののほか、その他規則等で定める管理の基準によって管理してください。

(1) 情報管理

① 守秘義務

指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密及び行政事務で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはなりません。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

② 個人情報の取扱い

指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報を適正に管理し、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。

(2) 情報公開

登米市情報公開条例に基づき、市を通じて管理業務の実施にあたり保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに応じてください。

(3) その他

その他管理運営の基準に関する詳細については、別に定める仕様書のとおりとします。

3 業務の範囲

(1) 管理運営を行うにあたっての基本的な業務の範囲は、次のとおりとします。

- ① 利用許可に関する業務
- ② 利用料金に関する業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 運営に関する業務
- ⑤ ほか条例の目的を達成するために必要な業務

※上記業務の範囲に関する詳細については、別に定める仕様書のとおり

(2) 指定管理者が行うことができない業務は、次のとおりとします。

- ①使用料の強制徴収（法第231条の3）
- ②行政財産の目的外使用許可（法第238条の4）
- ③審査請求に対する決定（法第244条の4）

(3) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、指定を受けて実施する管理運営業務の全てを第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部について、市と協議の上、あらかじめ市が認めるときは、第三者への委託を可能とします。

4 利用料金制に関する事項

条例等で定める利用料について、利用料金制を採用し、指定管理者の収入とします。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日

6 応募資格

(1) 法人若しくは団体であること

(2) 法人若しくは団体又はその代表者等が次のいずれの事項にも該当しないこと。

- ①法人若しくは団体又はその代表者が協定を締結する能力を有していない者及び破産者で復権を得ていない者
- ②法人若しくは団体又はその代表者、役員及び使用人が、刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない者
- ③法人若しくは団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者
- ④法人若しくは団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していない者
- ⑤法人若しくは団体又はその代表者が暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者
- ⑥法人若しくは団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者
 - ・ 所得税又は法人税
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ 本市の市税
 - ・ 本市の水道料金及び下水道使用料等の使用料
- ⑦法人若しくは団体又はその代表者が地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過していない者
- ⑧法人若しくは団体又はその代表者が登米市指名停止基準による指名停止の期間

中にある者

(3) 複数の団体等で共同事業体を構成して申請する場合の条件

- ①代表となる団体を定めること。
- ②構成団体は連帯して責任を負うこと。
- ③同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできないこと。
- ④単独で応募した団体は、共同事業体の構成団体となることはできないこと。
- ⑤代表となる団体及び共同事業体を構成する団体の変更は原則として認めないこと。

7 募集要項等の配布

- ①配布期間 令和8年8月4日(火)～令和8年9月7日(月)午前9時～午後5時
※土曜、日曜及び祝日を除く
- ②配布場所 登米市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係

8 質問事項の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和8年8月4日(火)～令和8年9月1日(火)
- ②受付方法 「登米市公の施設における指定管理者募集に関する質問回答票(別記様式第1号)」に記入し提出してください。(持参、電子メール、FAX)
- ③回答方法 令和8年9月3日(木)までに全ての申請予定団体に電子メールまたはファクシミリで回答します。

9 現地説明会

現地説明会を下記のとおり開催します。

- ①開催日時 令和8年8月24日(月) 午後3時30分
- ②開催場所 登米市南方中央運動広場
- ③参加人数 1団体3名以内
- ④申込方法 現地説明会参加申込書(別記様式第2号)に必要事項を記載し8月17日(月)まで登米市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係へ提出してください。(持参、電子メール、FAX)

10 申請方法

- ①受付期間 令和8年8月4日(火)～令和8年9月7日(月)午前9時～午後5時
※土曜、日曜及び祝日を除く
- ②提出先 登米市教育委員会教育部生涯学習課へ直接持参
(郵送、電子メール、FAXは不可)
- ③その他 提出時に書類確認及び事業計画書等に関するヒアリングを行いますので、あらかじめ提出日時をお知らせください。

11 申請書類等

指定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて申請してください。提出部数は1部

です。なお、受理された申請書及び添付書類は返却できません。

- ①指定申請書(様式第1号)
- ②指定を受けようとする公の施設の事業計画書(別記様式第3号) ※収支計画含む
- ③企画事業計画書(別記様式第4号)
(指定を受けようとする公の施設の設置目的を達成させるとともに、市が仕様書等で指定する事業の計画及び施設の効用を発揮させるため自主的に実施する事業の計画を区分して記載)
- ④業務再委託計画書(別記様式第5号)
- ⑤指定管理者の申請に係る申出書(別記様式第6号)(納税証明書等を添付)
- ⑥指定管理者の指定を受けようとする団体の定款、規約その他これらに類する書類
法人にあつては、当該法人の登記簿謄本(登記事項証明書)
- ⑦役員名簿(別記様式第7号)及び同意書(別記様式第7号-1又は第7号-2)
- ⑧団体の概要(別記様式第8号)
- ⑨指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近3事業年度分の収支決算書及び事業報告書
(直近3事業年度分の財産目録、貸借対照表及び損益計算書)
- ⑩組織の指揮命令系統が分かる組織図、就業規則、経理規則、給与規程等
- ⑪その他、審査に必要とする資料
(情報公開や個人情報保護に関する規程等及び要望(苦情)対応、環境保護に関する対応、安全管理・危機管理・事故対応、情報管理(情報セキュリティ)マニュアルなどのほか申請書の記載内容に応じて添付すべき資料)

※複数の団体等で共同事業体を構成して申請する場合は、共同事業体協定書兼委任状(別記様式第9号)を提出することとし、上記①～④以外は構成団体ごとに提出願います。

12 指定管理者(候補者)選定の方法及び選定の基準等

(1) 指定管理者(候補者)選定の方法

指定管理者(候補者)選定にあたっては、登米市公の施設指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、提出された申請書類の審査及びヒアリングによる審査を行い選定します。

- ①第一次審査(書類審査)
- ②第二次審査(ヒアリング等による審査)

全申請団体にヒアリングを行います。日時等の詳細は別途通知します。

(2) 選定の基準

選定委員会において、次の評価・選定基準に基づき総合的に審査し、登米市南方中央運動広場、登米市南方武道伝承館及び登米市南方総合運動場の管理を行うに適した団体を指定管理者(候補者)に選定します。

- ①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③公の施設の設置目的を達成するために、事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(3) 再度の選定

指定管理者（候補者）が、市議会の議決を得るまでの間に指定管理者（候補者）とできない事情が生じたときは、審査において次点となった者から指定管理者（候補者）を選定することがあります。

13 選定結果の通知及び指定管理者の指定

選定委員会の結果は全ての申請団体に通知します。

市議会の議決により指定管理者（候補者）を指定管理者に指定したときは、指定通知書により通知します。

14 指定の取消し及び業務の停止

市は、モニタリング等により確認された改善すべき事項に対する改善指示に指定管理者が従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理の継続が適当でないと認められる場合には、指定期間内であっても指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命じることがあります。

なお、次に掲げる場合には、指定の取消し等となり得ます。

- ①当該施設の設置条例又は協定書の規定に違反した場合
- ②法第244条の2第10項の規定に基づく、市の報告の要求又は調査に対して、これに
じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げた場合
- ③法第244条の2第10項の規定に基づく、市の指示に従わない場合
- ④利用者に対し、正当な理由なく施設の利用を拒み、又は不当な差別的扱いをした場合
- ⑤指定管理者が法令違反等により、管理業務を継続させることが、社会通念上不適当と
判断される場合
- ⑥当該施設の指定管理者募集要項に規定した応募資格を満たさなくなったとき、又は欠
格事項に該当することとなった場合
- ⑦申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- ⑧指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われない場合
- ⑨指定管理者の経営状況の悪化により、管理業務を継続することが不可能、又は著しく
困難になったと判断される場合
- ⑩その他、市が当該指定管理者による管理の継続が適当でないと認める場合

15 申請書類等の公表に関する取扱い

申請団体から提出された申請書類等については、登米市情報公開条例に基づき、公

表することがあります。また、市議会の議決に係る参考資料として議会に提出する場合もあります。

16 その他留意事項

- ①管理運営に関する詳細な事項については、別に定める仕様書のほか、別途締結する協定において定めるものとします。
- ②必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。
- ③市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- ④提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ⑤申請に関して必要となる経費は申請団体の負担とします。
- ⑥他団体の申請状況等に関するお問い合わせについては回答しません。
- ⑦申請後に辞退される場合は辞退届（別記様式第 10 号）を提出してください。

令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 5 時まで受理いたします。

17 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒987-0602

宮城県登米市中田町上沼字西桜場 18 番地

登米市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係

電話 0220-34-2698 FAX 0220-34-2504

MAIL syogaigakusyu@city.tome.miyagi.jp